平成２０年（フ）第２２４号
新潟県新発田市上新保127番地１
破産者　熊倉　七衛
１　決定年月日　平成23年２月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部
平成２２年（フ）第１０３号
新潟県新発田市東新町４丁目１番11号
破産者　杉本　信一
１　決定年月日　平成23年２月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部
平成２２年（フ）第４３９号
熊本市八島２丁目４番８号
破産者　本告　幸志
１　決定年月日　平成23年２月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部
平成２２年（フ）第３２号
熊本県山鹿市久原5728番地１　市住２―403
破産者　塚田　　彰
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係
平成２２年（フ）第１２８号
宮崎県都城市上長飯町2683番地３　ケアハウスわかば
破産者　田中　華明
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部
平成２２年（フ）第２５３号
熊本県八代市植柳上町333番地
破産者　西　憲一郎
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第３４２８号
愛知県尾張旭市新居町今池下2902番地85
破産者　佐々木光人
１　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
２　一般調査期日　平成23年３月23日午後４時
平成23年２月２日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第８１４号
大阪府泉佐野市俵屋407番地
破産者　木戸　久吉
１　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
２　一般調査期日　平成23年３月22日午後１時30分
平成23年２月２日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２２年（フ）第４０号
京都府亀岡市南つつじケ丘桜台３丁目13番15号、破産手続開始決定時の住所京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台１丁目22番２号
破産者　フクダ急送こと　福田　吉修
１　破産債権の届出期間　平成23年３月８日まで
２　一般調査期日　平成23年４月20日午前10時
平成23年２月２日
京都地方裁判所園部支部破産係
平成２２年（フ）第６２７６号
大阪市北区天神橋２丁目４番23号ハイツいちまつ202号室、開始決定時の住所大阪市北区同心２丁目１番13―910号
破産者　津島　啓護
１　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
２　一般調査期日　平成23年４月11日午後３時30分
平成23年２月１日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第９４８号
京都市右京区梅津堤上町25　Ｕハイム中辻101、住民票上の住所京都市中京区壬生高樋町42番地
破産者　中村　嘉乃
１　破産債権の届出期間　平成23年３月16日まで
２　一般調査期日　平成23年４月15日午後３時30分
平成23年２月２日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第７７号
和歌山県西牟婁郡上富田町岩崎475番地の１
破産者　株式会社五大
１　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
２　一般調査期日　平成23年４月25日午前10時30分
平成23年２月２日
和歌山地方裁判所田辺支部
平成２２年（フ）第２１０２号
北海道浦河郡浦河町堺町東４丁目２番９号
破産者　浦河製材株式会社
１　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
２　一般調査期日　平成23年５月24日午後４時30分
平成23年２月１日
札幌地方裁判所民事第４部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第１２６４号
大阪市此花区春日出南２丁目５番33号
破産者　兆興産株式会社
１　期日　平成23年３月２日午後３時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年２月２日
大阪地方裁判所第６民事部
平成１８年（フ）第７８２号
長崎県佐世保市下京町10番５号
破産者　黒川商事株式会社
１　期日　平成23年３月25日午後４時15分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年１月27日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２２年（フ）第１１３号
北海道室蘭市輪西町２丁目20番８号
破産者　千葉　孝之
異議申述期間　平成23年３月２日まで
平成23年２月２日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
平成２２年（フ）第６０号
山口県周南市大字栗屋829番地の４
破産者　福島石油株式会社
異議申述期間　平成23年３月７日まで
平成23年２月２日　山口地方裁判所周南支部
平成２０年（フ）第６０号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅97棟15号、開始決定時の住所宮崎県東諸県郡国富町大字深年359番地６
破産者　星野　清次
異議申述期間　平成23年３月29日まで
平成23年２月１日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１０００１号
宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字本宮原23番地
清算株式会社　株式会社観光仙台
清算人　髙梨　政宏
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

管財人選任

平成２２年（ミ）第８号
神奈川県高座郡寒川町倉見1818番地
更生会社　藤沢電工株式会社
主文　管財人として
神奈川県厚木市森の里４丁目26番４号
石井　公規
を選任する。
平成23年２月１日
東京地方裁判所民事第８部